

京都市区役所・支所総合庁舎及び出張所
照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 1）

公募型プロポーザル募集要項

令和 3 年 5 月

京 都 市

京都市区役所・支所総合庁舎及び出張所照明設備LED化簡易型ESCO事業（その１）の内容、本事業に係る各種手続、応募条件及び審査等については、以下のとおりとする。

また、別に京都市区役所総合庁舎照明設備LED化簡易型ESCO事業（その２）を実施する予定である。

1 本事業の趣旨

本事業は、京都市（以下「本市」という。）が区役所・支所総合庁舎及び出張所における省エネルギー化を推進し、電力使用量を節減するとともに、二酸化炭素排出量を削減するため、照明設備のうちLED化未実施のものについてLED化を行うものである。

本事業は、最も経済的かつ効率的に実施するため、本市の資金と民間事業者の活力を生かし、事業期間を令和３年度の単年度事業とするESCO事業（自己資金型）として実施するものであり、公募型プロポーザル方式によりESCO事業提案書を募集する。

なお、本事業における提案に対する選定までは、現場ウォークスルー調査は実施せず、事業対象施設別の照明器具の種類及び数量を示すものとする。

また、省エネルギー効果の計測・検証については、電力使用量の実測は行わず、机上計算により実施する。

2 事業概要

(1) 事業概要

京都市区役所・支所総合庁舎及び出張所照明設備LED化簡易型ESCO事業（その１）（以下「本事業」という。）

(2) 事業対象施設

京都市区役所・支所総合庁舎 10 施設及び出張所 14 施設、計 24 施設（別紙のとおり）

(3) 照明器具の種類及び数量

直管形蛍光灯，ダウンライト，非常灯，避難誘導灯，その他

合計 12,727 台（別に照明器具 974 台があり，詳細設計に基づき契約において加算する予定。また，最終的な数量は現地調査及び詳細協議を経て決定する。）

(4) 事業手法

簡易型ESCO事業（自己資金型）

(5) 事業期間

契約日（令和３年１０月下旬を予定）から令和４年３月１５日まで

(6) 予定価格（提案上限額）

174,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※１ 契約においては，高所取付作業費（取付作業面の高さが床上 3.7m を越える場合に限る。）及び別途照明器具 974 台分（最終的な数量は 2(3) で確定する。）の器具交換又は管球交換費用を加算する予定

※２ 契約期間内に税制度の変更があった場合は，協議のうえ対応を決定する。

(7) エネルギー及び電気料金の削減量

本市が予備調査において把握した事業対象施設の令和元年度の電力使用量，施設稼働日数，照明設備点灯時間を基に，事業対象施設の全電力使用量 4.902 GWh に対し

て15%以上のエネルギー削減及び施設全体の電気使用料金91,262千円に対して15%以上の電気料金の削減を行うこと。

(8) 事業内容

ア 事業者は、本市と基本協定書を締結したうえ、事業対象施設の現地調査及び詳細設計を実施する。

イ 事業者は、現地調査及び詳細設計に基づき、施工図面（プロット図程度）並びに施工内容及び施工数量を記載した実施計画書を作成する。

ウ 実施計画書を基に両者協議のうえ施工内容と施工数量を確定させ、本契約を締結する。

エ 事業者は、契約締結後、令和4年2月28日までに照明器具の取替を終了する。

オ 事業者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工監理及びその他の関連業務を実施する。

カ 事業者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。

キ 事業者は、本市が指定する算出方法に基づきエネルギー削減量を算出すること。算出方法は、使用する照明器具の使用日数及び使用時間並びに当該照明器具の仕様に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施する。

(9) 事業費に含む事項

事業者が負担する以下に要する費用の総額を事業費として、事業期間終了後、本市は適正な請求に基づき事業者に支払う。

ア 現地調査及び詳細設計の実施

イ 施工図面及び実施計画書の作成

ウ 契約に要する経費（印紙代は、事業者の負担とする。）

エ 使用する機器の調達

オ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務

カ 工事施工

キ 施工監理

ク 撤去した設備の運搬・廃棄

ケ その他、本事業の実施に伴う経費

コ 事業者の利益

3 契約者

京都市

4 担当部署（選定後の担当部署は別途連絡による）

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5F

京都市環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー事業推進担当

TEL：075-222-4555，FAX：075-211-9286

電子メール：ge@city.kyoto.lg.jp

5 事業スケジュール（予定）

- (1) ESCO事業提案書の受付 : ~令和3年7月2日（金）
- (2) 優先交渉権者選定・基本協定締結 : 令和3年7月中旬
- (3) 現地調査・詳細設計 : 令和3年7月下旬~9月下旬
- (4) 詳細協議 : 令和3年10月上旬~10月中旬
- (5) 契約締結 : 令和3年10月下旬
- (6) 工事施工 : 令和3年11月~令和4年2月28日
- (7) 検査・事業完了 : 令和4年3月15日

6 応募条件

(1) 応募者

ア 本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある単独事業者又は複数事業者が共同するグループとする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う事業者を代表企業とし、その名称を明らかにするとともに、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする（代表企業は1事業者とする）。

ウ 構成員のうち少なくとも1事業者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業※（以下「市内中小企業」という。）であること。また、単独事業者で応募する場合、その事業者は市内中小企業であること。

※中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、各構成員が以下の役割を統括する。なお、一の構成員が複数の役割を担うことができるものとする。

(ア) 事業役割：本市との窓口となり、協議及び契約等諸手続を行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

(イ) 設計監理役割：現地調査及び詳細設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。

(ウ) 機器調達役割：使用する機器を調達する。

(エ) 施工役割：工事に関する業務を全て実施する。

イ 事業役割を担う構成員は、ESCO事業（ESCO事業者の経費を光熱水費の削減分で賄う事業を指す。以下同じ。）の実施実績（提案のみを除く。）又は大規模な照明設備LED化事業（1件当たり500台以上の照明器具のLED化を実施するリース又は工事（元請の場合に限る。））の実施実績があること（平成23年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに1年以上の事業期間を経過したもの又は事業が完了しているものに限る。）。

ウ 設計監理役割を担う構成員は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者が所属するものであること。また、設計・監理業務を適切に行うため、責任者として一級建築士、二級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者を選任し、発注者に文書で承認を得ること。

エ 機器調達役割は、照明器具製造企業、代理店、照明器具販売店のほか、適切に使用

する機器を調達できるものであること。

オ 施工役割を担う構成員は、建設業法第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。また、工事を適切に施工するため、責任者として監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任し、発注者に文書で承認を得ること。

カ 構成員が再受託者（下請業者）を使用する場合は、原則として、市内中小企業を選定するものとする。なお、本市の文書による承認を得なければ、この契約に関する義務の履行を第三者に委任又は請け負わせてはならない。

キ 施工役割を担う構成員については、構成員及びその一次再受託者（下請業者）の施工する照明器具の台数の50%以上を市内中小企業が施工すること。

(3) 応募者の資格要件

各構成員の資格要件は、原則として、本市の競争入札参加有資格者であり、入札参加資格停止期間中でないこと及び以下のケ、コを満たすこととする。

本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、以下の各号に掲げる資格を全て有するものであれば、構成員となることができる。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

ウ 所得税又は法人税及び消費税を滞納していないこと。

エ 本市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

オ 本市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

カ 施工役割を担う構成員は、建設業法の規定による許可、審査を受けていること。また、健康保険法第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ク キに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。

ケ 公募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

コ 本事業の全部又は一部に係るF S調査（令和2年度市有施設照明設備LED化実施可能性調査業務）を実施した者及びその関係者（直接資本又は人事面で関連のある者）でないこと。

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

原則として、提出書類は返却しない。

(3) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。本市は、提出者に無断で本提案募集以外の目的で使用することはない。

- (4) 第三者の権利を使用した結果生じる責任
 提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠，デザイン，設計，施工方法，工事材料などを使用した結果生じる責任は，応募者が負うものとする。
- (5) 本市からの提示資料の取扱い
 本市が提供する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 応募者の複数提案の禁止
 応募者は，一つの提案しか行うことができない。
- (7) 複数の応募者の構成員となることの禁止
 応募者の構成員は，他の応募者の構成員となることはできない。
- (8) 構成員の変更の禁止
 原則として構成員の途中変更は認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，本市と協議を行い，本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (9) 提出書類の変更禁止
 原則として提出書類の変更は認めない。
 なお，提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- (10) 虚偽の記載の禁止
 提案書に虚偽の記載をした場合は，提案書を無効とする。
- (11) 情報公開
 提出書類について，京都市情報公開条例の規定に基づき公開を請求されたときは，同条例に規定する非公開情報を除き公開の対象となる。

8 最優秀提案及び優秀提案の選定スケジュール

- (1) 本事業の最優秀提案及び優秀提案の選定は，次のスケジュールで行う。

①募集要項等の配布	令和3年5月10日（月）～
②参考図書の交付	令和3年5月10日（月） ～6月11日（金）
③質問受付	令和3年5月17日（月） ～5月24日（月）
④質問回答	令和3年5月31日（月）
⑤参加表明書及び資格確認書類の受付	令和3年6月7日（月） ～6月11日（金）
⑥参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和3年6月中旬頃
⑦ESCO事業提案書の提出期限	令和3年7月2日（金）
⑧最優秀提案及び優秀提案の選定，結果通知	令和3年7月中旬頃

- (2) 募集要項等の配布
 募集要項，照明器具・工事仕様書，様式は，本市のホームページで公表する。
 なお，事業対象施設の平面図，照明器具現状調査票及び照明器具配置図（本市が保有しているものに限る。）については，参考図書交付申込書（様式第1号）の提出を受けて，個別に配布する。

(3) 質問及び回答

本募集要項に関する質疑については、以下により受け付ける。

ア 質問方法

「4 担当部署」宛に電子メール又はFAXにより質問書（様式第2号）を提出すること。

イ 受付期間

令和3年5月17日（月）～5月24日（月）午後5時

ウ 質問に係る留意事項

(ア) 質問は、1問につき質問書1枚を使用すること。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(イ) 電子メール又はFAX送信時の件名は、「(質問) 総合庁舎等照明設備LED化事業(その1)」とすること。

(ウ) 質問書未着の場合の責は応募者に帰属するものとするので、必ず担当部署に到着を確認すること。

(エ) 選定方法に関する質問は受け付けない。

エ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、質問者を特定できる情報を除いたうえで、令和3年5月31日（月）に本市のホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を提出すること（持参又は郵送）。

ア 提出期間

令和3年6月7日（月）～6月11日（金）（必着）

イ 受付時間

午前9時から正午、午後1時～午後5時まで

ウ 提出先

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5F
京都市環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー事業推進担当

エ 提出書類

「9 参加表明時提出書類・作成要領」による。

(5) 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、令和3年6月中旬頃に本市から応募者の代表者に郵送より通知する。また、資格が確認された場合は、併せて提案要請書を送付する。

(6) ESCO事業提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、提出期間内にESCO事業提案書を提出すること（持参又は郵送）。

ア 提出期間

提案要請書の交付～令和3年7月2日（金）（必着）

イ 受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

ウ 提出先

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5F
京都市環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー事業推進担当

エ 提出書類

「11 ESCO事業提案提出書類・作成要領」による。

(7) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに、提案辞退届（様式第10号）を担当部署宛てに1部を持参又は郵送（必着）で提出すること。

9 参加表明時提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を正本1部、副本1部提出する。

項目	様式	備考
参加表明書	様式第3号	1
グループ構成表	様式第4号	2
印鑑証明書		2
商業登記簿謄本		4
納税証明書		4
調査同意書（水道料金・下水道使用料）	様式第5号	4
財務諸表		4
会社概要		3
企業状況表	様式第6号	3
建設業許可証明書の写し		5
暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	様式第7号	3
ESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業実施実績一覧表	様式第8号	1
ESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業の実績に係る契約書の写し		1
各役割の責任者の業務実績表	様式第9号	1

(注) 1 備考欄が「1」の書類は、代表企業が提出する。

2 備考欄が「2」の書類は、代表企業及び全構成員が記名、押印し、印鑑証明書を添付する。

3 備考欄が「3」の書類は、代表企業及び全構成員が提出する。

4 備考欄が「4」の書類は、京都市競争入札参加資格を有していない代表企業及び各構成員が提出する。

5 備考欄が「5」の書類は、施工役割を担う構成員が提出する。

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第3号）

代表企業名で作成し、提出すること。

イ グループ構成表（様式第4号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計監理役割、機

器調達役割、施工役割)を明確にする。また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。

ウ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で参加表明書提出日前3箇月以内に発行されたものを綴じたもの(写しでも可)。

エ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税、地方税の納税証明書(地方税については滞納のないことの証明書)を提出すること。事業所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。また、市税にあっても、市税の滞納のないことの証明書を提出すること。参加表明書提出日前3箇月以内に発行されたものであること(写しでも可)。

オ 調査同意書(水道料金・下水道使用料)(様式第5号)

本市の水道料金及び下水道使用料の納付状況について、本市が関係公簿を調査することへの同意書を提出すること。同意に基づき本市が調査・確認するため、上下水道局の営業所等で納付証明書の発行は不要とする。

カ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。また、応募者の構成員の各社は、上記のほかに、有価証券報告書(報告書を作成していない場合は、税務申告書)の写しを合わせて提出すること。

キ 会社概要

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等(設立年、代表者役職名及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数及び有資格者数等)を網羅したものを提出すること。

なお、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

ク 建設業許可証明書の写し

建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証明書の写しを提出すること。

ケ ESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業実施実績一覧表(様式第8号)

代表企業によるESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業(照明器具の台数として500台以上のLED化を実施するリース又は工事(元請けの場合に限る。))の実施実績を記載する。(平成23年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに1年以上の事業期間を経過したもの又は事業が完了しているものに限る。)

様式に従い、以下の項目を網羅した実施実績一覧表を作成する。

- (ア) 事業名: 契約書上の正確な名称を記載する。
- (イ) 発注者名: 発注者名を記入する。
- (ウ) 契約金額: 消費税等相当額を含む金額の総額を記入する(単位千円)。
- (エ) 契約日: 契約締結日を記入する。
- (オ) 契約期間: 契約始期及び終期を記入する。
- (カ) 主な契約内容: 契約種別(ESCO事業自己資金型, ESCO事業民間資金活用型, 工事,

- リース等), 事業内容 (ESCO事業の内容, LED照明器具設置台数等) などを記入する。
- コ ESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業の実績に係る契約書の写し
ケに記載された契約を証明できるもの。

10 ESCO事業提案書における提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO事業提案書を作成すること。

- (1) 確実な実施体制を構築し、「2(8)事業内容」に示す業務を実施すること。
- (2) 「2(6) 予定価格(提案上限額)」の範囲内で、指定されたエネルギー削減を可能な限り低廉な金額で実現すること。
- (3) 別紙「照明器具・工事仕様書」に規定する照明器具を使用するとともに、工事を施工すること。
- (4) 事業対象施設の全電力使用量4,902GWhに対して15%以上のエネルギー削減及び施設全体の電気使用料金91,262千円に対して15%以上の電気料金の削減を行うこと。
- (5) 令和4年2月28日までに事業対象施設の照明設備LED化工事を終了させ、令和4年3月15日までに完了検査に合格すること。

11 ESCO事業提案提出書類・作成要領

- (1) ESCO事業提案時の提出書類

事業役割を担う代表企業は、以下の提出書類を正本1部、副本6部提出する。

項目	様式
ESCO事業提案書提出届	様式第11号
提案見積金額及び市内中小企業の予定施工割合	様式第12号
使用照明器具提案書	様式第13号
工程管理, 品質管理に関する留意点及び対策	様式第14号
安全管理, 緊急対応に関する留意点及び対策	様式第15号
事業費算出表	様式第16号
電気使用量削減量及び電気使用料金削減額算出表	様式第17号
事業効果額算出表	様式第18号

- (2) 作成要領

ア 一般的事項

- (ア) 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとする。
- (イ) 様式第12号～第18号については、住所、会社名、氏名等の表示は付さないこと。
- (ウ) 用紙の大きさは原則A4版とすること。
- (エ) JIS Z 9110「照度基準総則」の基準に従い、執務環境の確保に十分配慮すること。
- (オ) ESCO事業提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については、提案者の判断で、必要最小限のものに限り追加できる。

(カ) 照明器具及び工事の仕様等については、別紙「照明器具・工事仕様書」によるものとする。

(キ) 事業対象施設は、別紙「事業対象施設」に示すとおりである。

なお、北区総合庁舎は、本庁舎及び西庁舎により構成され、東山区総合庁舎は、北館及び南館により構成される。また、山科区総合庁舎は、本館のほか旧休日診療所が事業対象となる。

イ 提案見積金額及び市内中小企業の予定施工割合（様式第 12 号）

提案見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。また、照明器具設置台数に占める市内中小企業による設置台数の割合について該当するものにチェック又は黒塗りをすること。

ウ 使用照明器具提案書（様式第 13 号）

使用照明器具提案書にあらかじめ記載されている代表的な照明器具について、使用する照明器具の、メーカー名、品番、公共施設型番、光束（lm）、消費電力（W）、希望小売価格（税抜、円）を記載すること。

なお、照明器具の仕様は、別紙「照明器具・工事仕様書」に定める仕様に適合していなければならない。また、各製品のカタログ等から仕様分かるページを添付すること。

非常用照明の電池別置タイプに該当する適当な器具がないときは、空白として差し支えない。

エ 工程管理、品質管理に関する留意点及び対策（様式第 14 号）

工事の実施において、工程管理・品質管理に関する留意点とその対策を記載すること。ただし、提案者を特定し得る表現（自社製品名等）は避け、一般名称で表記すること。

オ 安全管理、緊急対応に関する留意点及び対策（様式第 15 号）

工事の実施において、安全管理・緊急対応に関する留意点とその対策を記載すること。ただし、提案者を特定し得る表現（自社製品名等）は避け、一般名称で表記すること。

カ 事業費算出表（様式第 16 号）

照明器具 1 台当たりの単価、取付費、撤去処分費、現地調査費、詳細設計費、工事管理費、その他経費及び一般管理費を記入し、事業費の総計を算出する。ただし、その他経費に割引価格を計上することは認めない。

なお、非常用照明 電池別置については、該当する適当な器具がない場合は、電池内蔵形に変更することも可とする。

また、この段階で算出された事業費をベースとして、現地調査及び詳細設計による施工内容と施工数量を踏まえ、本市と優先交渉権者との間で行う詳細協議において最終的な契約金額を決定することとしている。

キ 電気使用量削減量及び電気使用料金削減額算出表（様式第 17 号）

様式第 17 号の「器具の消費電力」シートの指定箇所に様式第 13 号から該当 No. の消費電力（W）を小数点以下第 1 位まで入力することにより、年間の施設稼働日数及び 1 日当たりの照明点灯時間を基に「算出表」シートの各数値が算出される。

なお、事業対象施設の全電力使用量 4. 9 0 2 G W h に対して 1 5 % 以上のエネル

ギー削減及び施設全体の電気使用料金91,262千円に対して15%以上の電気料金の削減が行われる必要がある。

ク 事業効果額算出表（様式第18号）

15年間の事業効果額を算出するものである。様式第16号及び様式第17号から指定の数値を転記する。

12 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定めるプロポーザル審査委員会が、公募型プロポーザル審査要領 別表第2（評価基準）を基に、資格確認書類及びESCO事業提案書に記載の実施体制、使用機器、施工方法、環境・安全性への配慮、本市財政への効果などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査は、次のとおり行う。

ア 提案の審査は、原則として提出された書類に基づき実施するものとする。

なお、必要に応じてヒアリングを実施することがあり、ヒアリングを実施する場合は、別途対象者に時間、場所等を連絡する。

イ 審査の結果、各審査員の評価点を合計した点数（評価点）が最も高い提案を行った提案者を最優秀提案者とし、優先交渉権者とする。また次点の優秀提案者を次点優秀提案者とする。

なお、最高評価点が同点の場合は、提示された事業費が低価である提案者を最優秀提案者とする。提示された事業費も同額の場合は、くじ引により最優秀提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

ウ 提案者はアの通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に当該通知に関する詳細な説明を書面により求めることができる。

エ 前項の書面は、京都市長宛にA4判で作成するものとし、説明を求める者の商号又は名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者氏名、選定結果の通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し、社印及び代表者印の押印を行ったうえで8(6)ウまで持参又は郵送（必着）にて提出すること。

オ 本市は詳細な説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期間内に提案書類が提出されない場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提案書類に記載の事業費が予定価格を超過している場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本募集要項に違反すると認められる場合

カ 次の重要な項目に該当した場合

- (ア) 提案による工事施工が各施設の運営・業務に支障がある場合
- (イ) 提案の安全性・信頼性等を含む緊急時対応策が明確でない場合
- (ウ) 工事費用の算出が妥当でない場合
- (エ) 技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合

13 最優秀提案及び優秀提案選定後の流れ

(1) 最優秀提案及び優秀提案の選定

参加表明書、資格確認書類及びESCO事業提案書に基づき、最優秀提案及び優秀提案を選定する。

(2) 基本協定の締結

本市は、最優秀提案をした者を優先交渉権者として基本協定を締結する。

(3) 現地調査及び詳細設計の実施

優先交渉権者は、現地調査及び詳細設計を実施したうえ、照明器具ごとの取替台数及び事業量を算出し、契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を行う。

なお、この際において、提案書で提示した代表的な照明器具の単価、取付費及び撤去処分費を変更することはできないので留意すること。

(4) 契約の締結

本市と優先交渉権者との間で協議が整えば契約を締結する。

協議が整わない場合において、現地調査及び詳細設計に要した費用は、優先交渉権者の負担とする。また、この場合において、優先交渉権者が知り得た情報を他に漏らしてはならない。

なお、協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者とし協議を行う場合がある。

(5) 工事の実施

契約を締結した受注者は本市監督員と工事の日程等を調整し、着手時に必要な書類を提出のうえ、順次工事を実施する。

(6) 完了検査の実施

工事が完了した施設について、本市監督員に完了を通知し、完了検査を受け、本市職員の確認を受けること。なお、完了検査前に照明器具を使用することがある。

14 基本協定及び契約に関する事項

(1) 基本協定

ア 概要

令和3年7月中旬（予定）に本市と事業者の間で基本協定を締結する。

イ 内容

契約締結に向けた事業者及び本市が実施する業務、契約締結に向けた双方の努力義務、契約の不成立の場合の取扱いなどを定める。

(2) 契約

ア 概要

令和3年10月下旬に本市と事業者の間で契約を締結する。

イ 内容

本事業の要領（事業名、履行場所、委託金額、契約期間、LED照明設備の設置期限、委託事業の内容）を定めるほか、電気使用料削減予定額、代金の請求及び支払方法等を定める。また、引渡し及び契約不適合責任、紛争の解決等について定める。

15 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要項、配付資料、基本協定書及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次の表の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでESCO事業提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) ESCO事業提案書と実施計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は、優先交渉権者からそれまでに要した費用を請求することができるものとする。

(イ) 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

(表) 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのある場合	○	
	第三者に生じた損害の賠償	調査・工事等により第三者に損害が生じた場合		○
	安全性の確保	設計・工事等における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事等における環境の保全		○

	保険	各施設の設計・工事等に係る保険		○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
		事業者の事業放棄，破綻等によるもの		○
	税の新設・変更	消費税の変更に関するもの	○	
消費税以外の税に関するもの		○	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	本市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	本市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		○
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	施設損傷	ESCO設備に起因する事故・火災による各施設の損傷		○
		ESCO設備に起因する各施設への障害		○
ESCO設備に起因しない事故・火災による各施設の損傷		○		
一時的損害	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延等	本市に起因する支払の遅延・不能	○	
		事業費の修正等のために支払が遅延する場合		○
		事業者の請求の遅延により支払が遅延する場合		○
金利の変動	市中金利の変動		○	
保証	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による各施設・設備への損害，各施設運営・業務への障害		○